

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日法律第五十号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。